

第8章

南アフリカの自由民主主義とその政策

第1節 アフリカにおける「民主化」

まず「民主主義」と「民主化」の内包を確認することから本章を始めよう。そうすることで、南アフリカの民主化がどのような特徴をもつていて、サブサハラ・アフリカ（以下アフリカと略称）一般における民主化とどの点で異なっているのかを検討する次節のために準備を整えておきたい。

1989年から1990年代初頭は、アフリカを含む世界各国が陸続として民主化を遂げたとされる時期である。その同時発生はもちろん偶然ではなく、共通する時代状況を背景とした世界現象である。1990年代「民主化」がもつそのような時代性も併せて確認しておこう。民主化後の政権が背負っている政策課題が、それによって自ずと明らかになるはずである。

1. 自由主義、民主主義、合意民主主義、参加民主主義

現代的な意味において民主主義国と認知されるためには、民主主義の要請と自由主義の要請が双方ともに充たされる自由民主主義（Liberal Democracy）が実現していかなければならない。民主主義原理に基づいて多数派による支配が行われていなければならないが、一方、たとえ多数派を背景とする政権であっても侵してはならない領域がある。民主的であるか否かを問わずいかなる権力からも守られなければならない領域がすなわち基本的人権であり、

よって自由主義は人権の保障を第一義とする。市民革命を指導したのは絶対王政に抗議した自由主義であって、立憲制や議会制といった民主主義制度の多くは、民主主義の登場を待たず自由主義によって確立された。アパルトヘイトの廃棄という形態をとった南アフリカの民主化は、多数派黒人の政治参加であると同時に、まずなによりも人種にかかわらない基本的人権思想の定立であったという点で、すなわち自由主義革命としての側面を色濃く有していたという点で、他のアフリカ諸国における民主化と様相を異にしている⁽¹⁾。

アパルトヘイトの歴史が陰画的に示しているように南アフリカはアフリカ大陸唯一といってよい人種複合社会⁽²⁾であり、各人種集団のそれぞれが多様な民族によって構成されるモザイク社会である。アパルトヘイト体制下でこれまで政策的に分断され階層化してきた各人種・民族ブロックが、今後自由主義と民主主義の要請を同時に充たしながら共存していくためには、同質的社会におけるのとは異なった工夫を施さなければならない。このような課題に応えるべく登場した政治体制論が、オランダ、オーストリア、スイスなどのヨーロッパ小国の歴史的経験をモデルとしてレイップハルト (Arendt Lijphart) らが構築した多極共存型民主主義 (Consociational Democracy) 論である (Lijphart [1977])⁽³⁾。

多極共存型民主主義論は、イギリスやフランスといったヨーロッパ大国で形成された民主主義論がもつ多数決原理への懷疑と警戒から生まれた。言語、文化、宗教などを異にし、必ずしも価値観を共有しない複数分節集団の束として国家が成立している場合、多数決原理は、たまたま多数人口を擁する集団が国家権力を専横してその他の集団を抑圧する事態を招きかねない。そのような事態を体制的に回避するためには、各集団に一定の自治権を保障する連邦体制を敷いて(自律性原則)，特定集団が特権的優位に立たないよう配慮し(相互拒否権)，国政に対する相応の代表権を与えたうえで(比例制原理)，各集団代表者間の合意形成に基づいて国政を運営すること(大連合)が求められる。このようなシステムが稼働するためには、各分節集団を有効に代表し集団間の利害調整を行って互いに妥協できる、そのようなリーダーシップの存

在と、彼らに多くの権限を委譲するいわばエリート支配が必要になるが、それによる主権在民の形骸化を防ぐため、住民投票などの直接民主主義手法を取り入れて民主主義の要件を補完することになる。レイプハルトは1984年の著作 (Lijphart [1984]) で多極共存型民主主義論をさらに一般化し、多数決民主主義に対置する合意民主主義 (Consensus Democracy) という議論を展開している。

レイプハルトの議論は、民族や宗教の違いを前提とした政治分析であるにとどまらず、合意形成のシステムティックな在り方に着目しつづける点で、自由民主主義における意志決定をめぐるものとして示唆に富んでいる。レイプハルトによって多数決民主主義の典型とされるイギリスにおいてさえも、選挙における投票と議会における決議だけが政治を動かしているわけではない。調整と妥協が織りなすエリート間合意の形成こそが政治の現実態だともいえよう。それゆえ現代の民主主義論においては、間歇的な選挙投票に限定されない権力への通風口の開設がますます要請されるようになり、政策決定に対する市民参加が叫ばれるようになった。階級的利害を経済政策に反映させようとするネオ・コーポラティズムの考え方も、階級的利害を国家が包絡するという国家コーポラティズムとはまったく逆のベクトルにおいて、議会のほかにも政策決定過程へのアクセスを多様に用意しようとする参加民主主義 (Participatory Democracy) 論の一環として理解することが可能であろう。いまや民主主義の要請は代議制の枠内だけにとどまらなくなっている、誰を代表者として選出するかだけでなく、選び出した代表者をどのように監視するか、エリート支配と官僚制にどのように対峙するかという観点に立って、参加と自治の可能態を探っているのである。

「民主化」について考察する際は、「民主主義」という一言が抱え込んでいる幅広い内包を視野においたうえで、人々は民主化によってなにを達成しようとしたのか、彼らの社会が要求しているものはいったいなにかを理解することが肝要である。なぜなら、民主化運動が求めているのは名目としての民主主義などではなく、民主主義の名で語られる具体的ななものだからで

ある。

2. 民主化をもたらした危機

政治変動はなんらかの危機を契機として起こり、その危機を克服するために新しい政体を創成する。世界恐慌がなければ福祉国家は成立しなかつたであろうし、アルジェリア戦争がなければフランス第五共和制はなかった。民主化もまた同様であって、無風状態における政治システムの価値的な進化としてではなく、特定の危機を乗り越えようとする社会的総意の結晶体として生起するところの、政治変動の一種である。

既存権力に危機対処能力がなく、国民生活が著しく脅かされるとき、その権力は深刻な形で正統性を問われる。民主的手続きによる政権交代が期待できない政体下では、権力の正統性を問う民主化は社会運動となって現れ革命的状況を呈することになる。権力の無能は一方でクーデタをも誘発し、ゆえに民主化運動はクーデタ発生の危険性と裏腹であるが、民主化運動が発揮しうる圧倒的動員力は、そのとき社会が直面している危機が重大であればあるほど、軍部という暴力装置によっても操作しうるものではない。

第二次世界大戦後における植民地システムの全般的危機は、1960年代のアフリカに独立の機運をもたらし、アフリカ人による権力の掌握という紛れもない民主化を達成した。独立後成立した各国政権は、資本主義路線をとるか社会主義路線をとるかによらず、植民地支配の軛から脱却するための民主主義を標榜したのである。しかしその後のアフリカ政治は、国民国家建設の名のもとに一党制へと移行して、また頻発するクーデタと軍政を経験し、結果としてアフリカ経済社会は低迷と貧困化の闇に埋没していった。

1970年代の石油危機を乗り切れなかったアフリカ経済は、マクロ経済バランスが構造的に崩壊し、1980年代には世界銀行とIMFが主導する構造調整計画の独壇場と化した。構造調整融資が導入されて以降アフリカは一貫してODAの最大顧客であり続け、常にODA世界総額の30%以上を費消している

が、にもかかわらず経済成長を実現できなかつたために、多大な累積債務だけが残される結果となつた。1980年代を通じてアフリカ全体の1人当たりGNPは年平均マイナス0.8%のペースで減少していき（World Bank [1995: Table. 1]），教育指標も衛生指標も悪化していった。政府は構造調整計画に従つて財政規模を縮小しなければならないうえに、一方では債務返済負担が膨張したため、悪化していく社会状況を目の前にしながらなんらの措置もとれなかつた。旧来の政権に対する信認は著しく失墜し、やがて冷戦構造の崩壊によって一気に政治変動へと結びついた。つまりアフリカの場合、1990年代の民主化は経済危機を胎盤としていた。

冷戦の終結を決定づけた「ベルリンの壁」崩壊（1989年11月）やマルタ会談（同年12月）以前の段階ですでに、大規模な反政府運動の勃発によってアルジェリアが社会主義を放棄し（1989年2月）、南アフリカではアパルトヘイト廃絶宣言（1989年9月）があつたのだが、弾みをつけたのはルーマニアのチャウシェスク大統領夫妻処刑事件であった。その映像が全世界に向か瞬時に伝えられたことは、激動する歴史の転換期においてグローバル・メディアがもつ強烈な影響力を国際社会に知らしめたが、閉塞していたアフリカ諸国の世論は独裁体制が次々と倒されていく国際情勢を目の当たりにして高圧状態になり、チャウシェスクの末路に懼れ戦いた独裁者たちの歴史的譲歩を引き出していった。アフリカにおいては、マルクス・レーニン主義が終焉したことよりも、また共産圏が消滅した衝撃にも増して、それらに守られることで権勢を誇っていた独裁政権が瞬く間に無惨な最期を遂げたことのほうがより強く作用した。

まずベナンで国民結集全国会議（Conférence nationale des forces vives de la Nation）が開かれた。ここで複数政党制選挙の実施と新憲法の制定が決められたが⁽⁴⁾、その模様は生放送され、周辺アフリカ諸国にも逐次伝えられた。同会議は非合法とされていた政治団体、宗教団体、各職業組織を含む国内各層の代表者488名からなるもので、当時の独裁体制が民主主義への移行装置を欠いていたことから、超法規的に設置された民主化のための協議テーブルで

あった。国民会議方式は他のアフリカ諸国、とくに仏語圏アフリカに波及していくことになる。このベナンを皮切りとして、以後数年で30カ国が一党制や軍政を脱し複数政党制選挙を実施するという「民主化の雪崩現象」⁽⁵⁾がアフリカ大陸を席巻した。選挙の洗礼を受けたという意味では、1990年代初頭にほとんどのアフリカ諸国が政権の正統性を刷新した。

3. 民主化と政党制

民主化もまた国家的危機が惹起する政治変動のひとつだとするならば、その運動は民主主義理念の実現とともに、危機的状況からの救済を希求するものであるだろう。その要求が充たされないかぎり新生した民主体制は真の安定を獲得することができないはずである。となれば新しい政体は単に民主的であるだけでは不十分で、危機処理能力を備えていなければならない。民主化直後に政権に就いた指導者がその危機処理に失敗した場合は、速やかに政権を交代させうる柔軟性が政体になければならないし、国民各層から分け隔てなく優秀な人材を政治に供給するチャンネルが求められる。その機能を担うのが複数政党制である。

社会の多様な意見を政治に反映させるという意味では多党制が望ましい。非同質的社会においては、多極共存型民主主義論に従うならば、比例制原理に基づく各ブロックの代表政党が維持されていなければならない。しかしながら、政策論に大差がないにもかかわらず政治家同士の権力争いが多党化をもたらしてしまうような幹部政党⁽⁶⁾の乱立は、政局を流動化させるばかりで政体の安定には繋がらないだろう。政党自体が組織的に成長しなければならず、「中核的な国民的課題に真正面から取り組む」(山口 [1989: 211]) ことによって支持層を拡大できるような包括政党(catch-all party)の登場が期待される。

新たな思想と政策体系を手に颶爽と出現した包括政党が、危機処理に成功しそうだと国民によって判断されるなら、有権者の支持を広く集めることが

できるだろう。包括政党の結集力によって新しい統合理念が社会に浸透し、必要な人材が集められて政治に投入されることは、危機からの脱出にとって有利である。であるならば、その政党が大きな躓きを犯さないかぎり少なくとも危機状況が終息するまでは、一党優位政党制が現出することになるのではないか。ただし政党の結集力が社会的文化的境界を越えることのない分節的国家においては、多党制下で大連合や連立政権の枠組みが安定するというコンソーシャンナルな形態をとることになるだろう。

逆に、政権党が危機処理に失敗すれば支持票が減少して一党優位が崩れるか、あるいは連立枠が変更されて、危機状況が続くかぎり政局は安定しないであろう。むしろ、危機処理能力を発揮できる政党が登場するまで政局が動き続けることが、民主主義の要請には適っている。

では、1990年代に誕生した政権が立ち向かわなければならない危機とはいったいなにか。次なる課題はこれを検討することである。

4. 1990年代民主化の時代性

1990年代におけるアフリカ政治の大変動は、1960年代の独立に続く「第二の解放」(second liberation) (Hyden and Bratton eds. [1992: ix]) とも呼ばれるが、1960年代における時代の要請と1990年代のそれはまったく違う。1990年代民主化は、その契機となった危機の性質ゆえ、1960年代民主化がそうであったように優れて時代性を帯びている。植民地システムの危機はアフリカにおける国家形成に結びついたが、経済危機を背景とした1990年代民主化は、自由化による経済成長を課題としてもつことになった。

(1) グローバリゼーション

アフリカにおける民主化の雪崩現象は、それに先行した構造調整政策の、しかも当初は予想されなかつた展開のなかで胚胎された。そもそも構造調整の政策思想は、1970年代に始まった経済学思潮のネオ・リベラリズム(反)革

命が開発経済学に及び、世界銀行の開発戦略が画期的に変化した結果登場したもので、その基本的フレームは1981年に世界銀行が発表した『サブサハラ・アフリカにおける開発促進』(World Bank [1981])によって示された⁽⁷⁾。要するにこれは市場が誘引する民間投資に経済発展の動力を限定する思想であって、過重な政府介入の排除と規制緩和、および経済自由化による市場機能の活性化を政策論としてもつ点で、1980年代先進諸国における新保守主義政権の経済観と通底している⁽⁸⁾。

イギリスとアメリカにおける経済自由化政策は、金融ビックバンによって短期資金の世界流通量を爆発的に増大させた。その結果成立した国際金融ネットワークは、やがて開発途上国をもエマージング・マーケットとして組み込んで、グローバリゼーションと呼ばれる未曾有の経済状況が現出する。1997年のアジア通貨危機が示しているように、国民経済という枠組みから解き放たれ世界大で活動する膨大で迅速な資金運用の荒波が、途上国経済にも直接的で死活的な影響を及ぼすという時代が到来した⁽⁹⁾。その傾向は加速化しつつあり、資本の運動を妨げるあらゆる種類の障壁が世界の隅々から取り払われようとしている。先進国における新保守主義と途上国における構造調整は、ネオ・リベラリズムが開いてしまった単一世界市場への道筋を併走する、思想を共有した朋輩である。1980年代初頭の段階ではマクロ経済バランスが破綻した国の経済再建の処方箋として登場したはずの構造調整政策は、同源の経済思想が世界経済をこのように変質させていくなかで、開発途上国にグローバル・スタンダードとしての経済運営方式を援助供与のコンディショナリティとして求めていくという機能を、実質上担うことになった。

(2) グッド・ガバナンス

破綻しかかった統制経済を成長活力に富んだ市場経済に変えていくという目的が思うように果たせなかったアフリカでは、調整効果が現れない原因を政府の政策実施能力に帰す議論が語られるようになり、ガバナンス論が開発援助のなかに導入されていった⁽¹⁰⁾。

財政支出の削減によって調整コストが社会的弱者層にしわ寄せされていくなかで、構造調整政策の有効性が疑われ始めた1980年代中頃から、国連アフリカ経済委員会（United Nations Economic Commission for Africa: ECA）は構造調整に代わるアフリカ開発政策を模索し始める。その成果は『経済社会的復興と改革に向けた構造調整計画に対するアフリカの代替案』（ECA [1989]）となって1989年4月のアフリカ統一機構経済閣僚会議で採択された。これはまったくアフリカ側の発意で起草されたものであるが、そのなかで「意志決定への広範な参加と合意形成、および公平さと正義の維持」（ECA [1989: 35]）が謳われ、経済改革推進のために「必要な合意と人々の支持を得るために、国家、地方、グラスルーツの各レベルで意志決定過程の民主化」（ECA [1989: 50]）を実現しなければならないという提言がなされた。同年5月にはECAおよび国連開発機関と世界銀行・IMFとの話し合いがシントンでもたれ、今後世界銀行とIMFがECA [1989] 提案を取り入れていくとする共同声明が出された。そのような経緯を経て1989年11月に発表された世界銀行の報告書が『サブサハラ・アフリカ—危機から持続的成長へ—』（World Bank [1989]）⁽¹¹⁾である。

World Bank [1989] は、国連諸機関の構造調整批判に配慮してECA提案のいくつかを取り入れながらも、アフリカ経済を自由化していくという大原則を堅持した文書だと総括できる。そこには「ガバナンスの失敗」や「ガバナンスの危機」（World Bank [1989: 192]）という表現がみられ、法の支配の確立、司法の独立、人権尊重、公金支出の透明性と厳格な会計監査の必要性が強調されている。成長力のある市場経済を構築するためには、そのための経済政策だけではなく、政策を実行する「国家権力の在り方」（World Bank [1992: 3]）そのものが改善されなければならない、すなわちグッド・ガバナンスが達成されなければならないという考え方が援助論のなかに挿入されたのである。ここに至って構造調整政策は、開発途上国に対し経済自由化を要求するのみならず、政治的民主化を要求するものになり、この要求に応えていないと判断された国にはODAが供給されなくなった⁽¹²⁾。つまり1990年代にお

ける被援助国の民主化は、経済自由化路線が先導する開発戦略の系としての側面を有しており、旧共産圏諸国における政体改造が市場経済への移行と対をなしていることに照應している。

(3) 新市民社会論

「経済の自由化」と「政治の民主化」の和合関係は、1980年代になって本格的に再興した市民社会論においても興味深い⁽¹³⁾。旧共産圏や開発途上国における強権的国家への社会的な対抗力を指し示すものとして復興した市民社会論は、それゆえ、1990年代民主化を説明するための時代的論調である。また一方で市民社会論は、そのような抗国家性とともに古典的な市場経済観と強い親和性をもっている。なものにも拘束されない自律的な判断のみに基づいて行動し、しかもその行動様式がそのまま公共性を充足しているというのが市場を構成する経済主体の概念像であるが、これは経済領域に入った「市民」の姿にほかならない。

そこから抜け落ちるのは、途上国社会においては未だきわめて現実的な意味をもつ階級の視点である。新市民社会論がなんの疑問も示さずに労働組合を市民団体として規定することは、途上国や旧共産圏の民主化運動が労働組合を中心的構成要素としているゆえだと承知はするが、正確さよりも便宜を優先した議論であろう。低所得労働者の政治的発言が民主主義を求めるものであるとしても、それは市民的行動であることを直接には意味しない。まして彼らの経済的要求は、所得格差拡大の傾向を随伴する経済自由化や市場の放任ではありえない。後にみると南アフリカにおいても、民主化後の経済政策論議において労働組合はケインズ政策を主張し、経済自由化を主張する使用者側と対立するのである。

政治の民主化と経済の自由化を矛盾なく要請できる主体は、おそらく「市民」だけである。この点に市民社会論が再興した秘密がある。企業家も賃金労働者も、学生も農民も、民主化運動に参加したすべての人々を「市民」と規定すること、あるいは彼らに「市民」を発見することで、民主化を要求す

る声と市場経済の要請とが和合できるからである。ネオ・リベラリズム経済学の想定どおり、自己責任に依って立つ「市民」を成員とする市場経済が福祉国家に対するアンチテーゼとして展望され、そこでこそ社会的厚生が極大化すると主張されることになる。だが、はたして現実はそうなっているであろうか。われわれが問題とすべきは「民主化」の市民社会論的レトリックが隠蔽する現実である。

「市場経済」と「市民社会」はいまや開発援助のキーワードであり、この双方の育成が開発途上国の発展をもたらすという開発戦略が定着している⁽¹⁴⁾。ODAに深く依存している国にとって、ドナーがいかなる援助政策をとるかは重大な意味を有する。援助政策に促される形で民主化を進めてきたともいえるアフリカ諸国は⁽¹⁵⁾、ドナーが提示する課題から逃れることができない。1990年代民主化が「自由経済」という十字架を背負っていることは、民主化によって成立した政権の手で財政削減と公的部門の縮小が進められるという“逆説”を生み出している。公的扶助が減少する一方、経済自由化の果実は所得の均等をもたらすものではないから、民主主義に期待する貧困大衆の生活は「民主化」によっては改善されない。1990年代の民主化で最終的に勝利できるのは、おそらくポピュリストではない。

第2節 新生南アフリカの政治制度

「民主化」と「民主主義」に関する以上の認識を踏まえて、奇跡ともいわれた南アフリカの民主化について論じよう。そこには、1960年代における“独立”という名の民主化にはなかった、また、南アフリカ新生以前のアフリカにはみられなかった民主主義観が存在する。一言でいうならば、ポピュリストではなく自由主義者が指導する民主主義である。

1. 基本的人権思想の凱旋

南アフリカの民主化は、反アパルトヘイト闘争の永く困難な歴史のうえに花開いたものである。「人類に対する犯罪」(crime against humanity)⁽¹⁶⁾と位置づけられた人種差別体制をいかにして突き崩すか。そのための試行錯誤が反アパルトヘイト運動の歴史だったのであり、現与党アフリカ民族会議(African National Congress: ANC)の組織史でもあった。

(1) ANCの思想

ANCは1912年に南アフリカ原住民民族会議(1923年に現名へ改称)として発足した、長い歴史をもつ組織である。創設当初は「ミッションスクール教育を受けた少数の中産階級」(Readers' Digest [1992: 288])アフリカ人によって構成され、その目的は、新たに創設されたイギリス領南アフリカ連邦において“文明化”した黒人エリートの市民権を確保することにあった⁽¹⁷⁾。初期ANCがもっていたこのようなブルジョア性は人種差別政策の前に無力を露呈し、やがて激しい内部批判に晒されることになる。1920年代後半にANCは、アフリカ民族主義と共産主義思想の最初の洗礼を同時に受けるのだが⁽¹⁸⁾、本格的な思想変遷は1940年代になってやってきた。

カリブ海諸島のディアスポラ黒を中心として20世紀初頭に始まったパンアフリカニズム運動は、アフリカ植民地の知識層に波及してンクルマ初代ガーナ大統領やケニヤッタ初代ケニア大統領らを輩出するのだが、アフリカ民族主義によってANCに組織的転換をもたらしたのはレンベデ(Anton Lembede)であった。彼の「民族統合の基礎はアフリカ人の民族主義的心情であり、部族の紐帯や社会的地位、学歴、経済的階級にかかわらないアフリカ人としての自覚である」(Readers' Digest [1992: 363])という主張は、若き日のマンデラ(Nelson Mandela)にも強い影響を与えた。マンデラは自叙伝のなかで「われわれを解放するのはマルクス主義でも多人種主義(multi-racial-

ism) でもなく純粹なアフリカ民族主義であると信じていた」(Mandela [1994: 101])と書いている。1944年、レンベデのもとに結集したマンデラを含む若手によって「ANCに真の民族的性格を導入」⁽¹⁹⁾するためANC青年同盟が結成され、レンベデが初代青年同盟議長に就いた。彼はその後急死しているが、ANCには青年同盟による指導体制が確立し、1949年に行動計画 (Programme of Action) を採択して、ストライキや市民的不服従 (civil disobedience) を軸とする直接行動路線が、従来の請願戦術に取って代わるのである。その前年には国民党単独内閣が成立していて、いよいよアパルトヘイト体制の構築が始まった。

一方ではANCと南アフリカ共産党の関係が緊密化しつつあった。ソ連が第二次世界大戦における同盟国になったことで、南アフリカ共産党は国内で反ファシズムの戦争協力運動を展開し活動基盤を固めた。この間に黒人共産党員が大挙してANC入りしている。終戦後は国民党政府を「ナチ思想に深く影響された」(Lerumo [1971: 87]) ファシスト政権と位置づけ、戦時中の運動方針を維持しながら、反アパルトヘイト運動における民族統一戦線の形成を目指した⁽²⁰⁾。

1949年の雑婚禁止法を皮切りに次々と積み重ねられていくアパルトヘイト立法と、次第に強化される弾圧のなかで、ANCにとって1940年代後半から1950年代前半にかけての時期が、おそらく最大の思想的試練であったろう。民族主義あるいは統一戦線か。青年同盟が指導権を取った新しい執行部の選択は後者であったが、ただしそれは階級連帯に基づくものではなかった。

(2) 自由憲章

アパルトヘイトに反対する白人、アフリカ人、インド人の各団体によって1955年に人民会議が開催され、自由憲章 (Freedom Charter) が採択された。「南アフリカは、白人黒人を含めて、そこに居住するすべての人民に帰属」(同憲章前文) し、「すべての人民は国政に参画する権利を有する」(同じく第1条) という非人種主義的 (non-racial) 民主主義の原則と、基本的人権の保

障（第6条）や法の下での平等（第5条）が、反アパルトヘイト運動の基本的 requirementとして各団体に共有され、またANCの信条として確認されたのである。その内容と構成は1948年の世界人権宣言に近い⁽²¹⁾。自由憲章採択のアイデアは、イエール大学で法学を修めフォートヘア大学でマンデラを教えたこともあるマシューズ（Z.K. Matthews）によって提供された。典型的な黒人エリートであるマシューズがANCの思想的岐路に立ち、その後の辿るべき方向を指し示したということは、揺れ動くANCのなかで西欧流の民主主義理念が発言力を持ち続けたことを物語っている。民族主義でもマルクス主義でもない、自由主義的でいわば古風な民主主義観が、それから40年にわたるマンデラ自身の苦闘を支えるのである。

その他アフリカ諸国がほぼ例外なくアフリカ民族主義に依拠しながら独立を達成していったのに対し、ANCはこの時点では民族主義と決別した。アフリカ民族主義を掲げる分子はANC内の指導権争いに敗北し、1959年にパンアフリカニスト会議（Pan-Africanist Congress: PAC）となって分離した。

その後ANCは非合法化され、1964年にはマンデラを含む幹部が大量検挙されて、永きにわたる亡命と監獄生活を余儀なくされる。武力闘争に転換した亡命本部では南アフリカ共産党と共産主義思想の影響力が強まるが⁽²²⁾、一方で、ケープタウン沖のロベン島に幽閉されたマンデラをはじめとする政治犯たちは自由憲章の精神を保ち続けた。南アフリカの代表的政治学者の一人であるロッジ（Tom Lodge）によれば「ANCは、より穩健であった昔から多くの点で哲学的継続性を保持している……自由憲章は政治綱領の中心軸であり続けた」（Lodge and Nesson [1991: 24]）のである。1986年に獄中のマンデラと面会した英連邦賢人グループ⁽²³⁾に対し彼は、「私は自由憲章を信奉している。これは民主主義と人権の原則を体現した文書であり、社会主義の青写真を描いたものではない」（Mandela [1994: 517]）と語っている。亡命ANCの革命路線に恐懼し、また、南アフリカに対する共産主義の侵攻を防ぐという反共イデオロギーによって自己防衛していた国民党政権は、1988年から開始したマンデラとの極秘会談において、自由憲章は「アフリカ型資本主義の青写

真」であるというマンデラの説明に安堵して、ANCとの交渉に乗り出すことを決意するのである (Mandela [1994: 527])⁽²⁴⁾。

1980年代は、熾烈な弾圧によって沈滞したかにみえた南アフリカ国内における反アパルトヘイト運動が再び活発化した時代である。「全人民の解放と自由と人間としての尊厳を守るために……われわれは統一戦線を作らなければならぬ」⁽²⁵⁾という呼びかけに応え、1983年に統一民主戦線(United Democratic Front: UDF)が創設されて1980年代闘争を支えていくが、565団体が参加したUDFの結集軸が自由憲章であった。また、ザンビアにあったANC亡命本部が来るべき南アフリカ民主化の将来像として1989年に発表したハラレ宣言 (Harare Declaration) は、人種、性別、信条によらない基本的人権の保障を基盤とした非人種主義的民主主義を標榜した。このようにして再び表舞台に登場した1955年自由憲章を前提としながら、1990年代民主化交渉が始まる。

2. 新制度とパフォーマンス

アパルトヘイト体制に民主主義制度がまったく不在であったというわけではない。そこには複数政党による議会政治が途切れることなく機能していたし、ウェストミンスター型の議院内閣制と司法制度が存在していた。ただそれは白人と認定された人々だけを対象とするものであって、非白人にはそれぞれ別個のシステムが用意されていた。人種によって政治的文法を使い分け各人種を分離させるというアパルトヘイトの哲学とは、出自によらない人権の先驗的存在を否定し、つまりは基本的人権思想を承認しないという前提のうえに成り立っていた。したがって南アフリカは、基本的人権思想さえ導入されれば(すなわち人種主義さえ廃棄すれば)即座に民主主義の必要条件を満たせる状態にあったのである。アパルトヘイトの最大の弱点と汚濁は基本的人権思想の欠落にあったといえる。この点で、他のアフリカ諸国が経験した独裁政治からの民主化とは様相を異にした。それゆえANCはさまざまな思想的試練を経ながらも、民族組織や階級組織にならず、人権思想に依拠する組織

としてのアイデンティティを堅持して、堅牢とみえたアパルトヘイト国家の最弱点を狙い撃ったのであった。基本的人権思想を高らかに謳う自由憲章を旗印として1990年にANCが凱旋したとき、アパルトヘイト体制は完全に滅びたのである。ゆえに、そこからさらに4年を要した民主化論議は民主化の是非を云々するものではなく、白人だけを想定していた旧来の政治制度をどのように改変し、新たに主権者となる4000万国民にふさわしい政体をいかにして実現するかという制度論議であって、いわば民主主義の設計図を描く作業であった。数日の話し合いや独裁者の譲歩によって直ちに総選挙が実施されたその他アフリカ諸国の民主化とは、その点が異なっていた。南アフリカの奇跡は、周到に準備され設計された“奇跡”であった。

(1) 選挙制度と立法府

自由憲章を信奉する人々にとって「1人1票」(one man, one vote)は古くからのスローガンであり、人種主義の廃棄によってこの主張は現実のものとなつたわけだが、問題はどのような形でこれを吸収し議会構成に反映させるかという方法論であった。

従来の選挙制度はウェストミンスター体制に則る小選挙区制であったが、これを比例代表制に変えることについては早い段階で合意が成立した。現在の選挙制度は絶対拘束名簿式比例代表制をとる政党選択選挙で、議席は政党候補者リスト順に配分され、党籍を失えば議席も剥奪される。選挙区は全国区と州区の2種類であり、1人2票制である。国会(National Assembly)と州全国評議会(National Council of Provinces)の二院制で、国会は全国区選出200名と州区選出200名から構成され、州全国評議会は、国政選挙と同時に選出される9つの州議会が10名ずつを出し合う90議席である。

比例代表制は20世紀になってから世界各国に普及したところの、小選挙区制的多数代表に代わる代表方式である。できるだけ正確に民意を反映した議会を構成するという点で多数代表方式に勝っているから、新生南アフリカが比例代表制を採用したことには不思議はないが、この國のもつ社会状況を考慮

すれば小選挙区制を維持するという選択はありえなかつたといえる。南アフリカにおける人種と民族の地理的分布は複雑きわまるのであって、そこで大量の死票を生み出す小選挙区選挙を実施したならば、少数集団の発言機会は必然的に縮小するし、選挙区割りそのものが大問題となって合意形成は望めなかつたであろう。議席を獲得できなかつた政党に投じられた死票は、1994年選挙で0.75%，1999年選挙では0.18%にとどまつた。また代議制民主主義の形骸化を防ぐうえできわめて重要な指標である投票率は、1994年選挙時で80%以上と推定され、1999年選挙においても70%に達している⁽²⁶⁾。新たな選挙制度は見事な効果をあげたといえるだろう。

比例代表制にはもうひとつのインプリケーションがある。それは議員と地域利害を分離させ、政党幹部に権力を集中させるという傾向である（堀江・岡沢編[1982: 174]）。各政治家にとって、その当落が選挙民によって決められるというより、所属政党が決める候補者名簿順位によって決まると感じられるであろう。この制度は政党の存在なくしては機能しえず、政党の運営を司る執行部が国政において絶大な権力を掌握することになる。それだけに、可能な政党指導者が活力のある執行部を形成して魅力的な政策提言を行い、第1節で検討したような包括政党に成長していかなければ議席の拡大は望めない。比例代表制は多党化をもたらし政治的安定に寄与しないという俗説があるが、民意をできるだけ国政に反映させるという意味では比例代表制のほうが優れているのであって、政治的安定は民主主義にとってその次にくる課題である。これもまた前節で論じたごとく国政の安定は優れて政党の質にかかる問題であり、国家運営に成功し危機的状況を回避した国では、政権与党の優れた指導力を背景に、一党優位政党制かあるいは連合枠組みの安定化が、結果として現出することになるであろう。

新生南アフリカでは400国会議席のうちANCが、1994年選挙で252議席、1999年選挙では266議席を占めるという一党優位体制が定着している。これは総人口の77%を構成する黒人が圧倒的にANCを支持しており、かつての白人政党が黒人支持層を拡大できずにいるという南アフリカ社会の分節性をひと

つには背景としている。非黒人においては支持政党に変化がみられるが、大多数黒人の投票行動が変わらない以上ANCの優位は動かし難い。その一方で、世論調査によると民主化後の社会政策が高い評価を集めていて、このことがANC支持を強固にしているという側面もある。南アフリカが、人種別民族別に区分けされた分節社会としてレイプハルト流の多極共存型民主主義の道を行くか、あるいは非人種主義が浸透して眞の包括政党が誕生するかは、ANC政府の今後のパフォーマンスにかかっている。

(2) 司法府

司法権は、最高裁判所を頂点とする普通裁判所群と憲法裁判所が管掌する。憲法裁判所は民主化後に創設された新しい制度で、人権訴訟をはじめとする憲法問題を専権的に扱う違憲審査機関である。行政府や立法府のみならず、個人にも任意申立権が認められている。裁判官は、民間の弁護士や野党議員を含む司法職委員会の推薦に基づき大統領によって任命される。

南アフリカは、かつてアパルトヘイト立法をめぐって議会と司法府が鋭く対立した歴史を有している。国民党が多数を占める当時の議会が1950年代に行ったのは、議会が成立させた法律に関して司法の介入を排除することであった。これはウェストミンスター体制における議会主権が内包する危険性を、歴史上最もあからさまに露出させた事例であろう。イギリスには憲法裁判所は存在せず、最高法廷は上院に設置されているものの、違憲立法審査権を有してはいない（山口 [1989: 49]）。三権におけるこのような立法府優位に対して、司法府による抑制装置としてアメリカで発案されたのが違憲立法審査権であり、その権限行使するのが憲法裁判所である。憲法裁判所が「議会に代表される国民の意思から独立している側面は、この制度が、民主主義というよりは自由主義的性質のものであることを示している」（山口 [1989: 42]）。自由憲章に対する国家反逆罪容疑を問われた裁判で法廷闘争に勝利した経験をもつANCは、司法権の独立と強化をきわめて重視していたのである。

憲法裁判所は1995年から1998年の期間でおよそ80件について判決を下している。そのほとんどは人権規定関連であり、ホモセクシャルを容認しない慣習法を無効としたものから⁽²⁷⁾、国防法が禁じていた国軍労働組合の結成を認めたものまで実に多岐にわたっている。なかにはANCの主張を斥けた案件も含まれており、新たに導入されたこの制度は機能しているといえるだろう。また司法府が立法府に対する抑制装置を得たことで、ウェストミンスター体制に比べはるかに三権分立が整った。

(3) 行政府

国会議員のなかから選出された大統領が国家元首となって行政権を管掌し、閣僚を任命して内閣を組織する。内閣は議会に対して連帶責任を負い、議会は大統領不信任決議権をもっていることから、議員内閣制である。

以上の規定は1997年に施行した現行憲法のものであるが、1993年から1997年までの移行期を支えた暫定憲法にはたいへん興味深い規定が存在した。それは、国会において5%以上の議席を有する政党に政権参画の権利を認め、第二党あるいは20%以上の議席を獲得した政党は副大統領を出せるというものであった。実際、暫定憲法によって構成されたマンデラ政権は第二党となつた国民党からデクラーク（Frederik De Klerk）前大統領を副大統領として迎え、43議席を得たインカタ自由党（Inkatha Freedom Party: IFP）から3閣僚を任命して、国民統合政府（Government of National Unity）を形成したのである。この強制連合政権方式は経済学者であるルイス（Arthur Lewis）が1965年に提唱したものであるが⁽²⁸⁾、第1節で説明した多極共存型民主主義における「大連合」の文脈でも理解することができよう。現行憲法ではすでにこのような規定はないのだが、ムベキ（Thabo Mbeki）新内閣はやはり3名の閣僚をIFPから招いている。

IFPは、南アフリカ最大の民族集団である800万人ズールーを基盤とする民族政党で、アパルトヘイトの時代からANCとは常に一線を画して独自の路線を歩んできた。彼らの動勢を無視しては南アフリカ社会の安定は得られない。

国民党は1996年に政権を離脱し1999年選挙では大敗を喫して、同党に代わり白人層の代表政党となった民主党との合併を決めた。民主党はANCとの対決路線によって躍進した政党であるから政権参加の可能性はない。だがもし状況が許していたなら、ムベキはマンデラ時代の国民統合政府を踏襲したのではないかと思われる。分節的な人種民族集団との合意形成を重視する姿勢が党執行部になければ、絶対多数を有するANCがIFPの閣内協力を求めるはずがないからである。

(4) フォーラム政治

各分節集団を代表できるエリートの間で合意を形成し、その合意と各代表者の指導力によって、社会に亀裂を走らせることなく国政を運営するという手法は、1990年代民主化交渉の手法でもあった。新生南アフリカにおける自由民主主義体制の設計図は、26の政治団体が、当時の与党である国民党も白人右翼政党もANCも、まったく平等の資格で参加した多党間交渉 (Multi-Party Negotiation Forum) を舞台として作成されたものである。支持基盤や思想が異なるにもかかわらず、多種多様な議事について合意を形成していく経緯は実に見事で、立場は違っても交渉戦術と妥協によって合意点を発見できる政治能力の高さが、困難な民主化交渉を成功に導いた。頑なな主張に終始して妥協を拒んだ勢力は、結局新体制から脱落していったのである(平野 [1995: 4-7])。かつてイギリスは対南アフリカ経済制裁に反対する論拠として、アパルトヘイトの廃絶は南アフリカ経済の発展を通じて緩やかに実現していく以外に道はなく、他の方法をとれば破滅的結果をもたらすだけだとの主張を繰り返していたが、その主張の誤りはフォーラム政治が示した問題解決能力によって明らかになった。南アフリカの民主化交渉は戦後最大の不況のなかで始まったのであるから⁽²⁹⁾。

政治エリートの能力に依存する合意民主主義とはまた別に、参加民主主義の文脈においても南アフリカはフォーラム方式を多用している。現在最も代表的で、重要な機能を担っているフォーラムが国民経済開発労働問題会議

(National Economic Development and Labour Council: NEDLAC) である。その前身は1992年に新設された国民経済フォーラムで、これがマンデラ政権誕生後に国民人的資源委員会と統合してNEDLACとなった。人的資源委員会は1979年の労働関係修正法に基づいて設置された政労使機関であるが、当初は政府任命による諮問機関にすぎず、1990年代にはいってから黒人労組組織を加えて機能を拡張してきた (Bendix [1992: 403–405])。一方の国民経済フォーラムは、南アフリカ労働組合会議 (Congress of South African Trade Union: COSATU) が財界と政府を説得して設立させた三者協議体である⁽³⁰⁾。COSATUは1985年の創設以来、前述したUDFの一翼を担って国内闘争を率引した労組組織であり、非合法措置が解けて帰国したANCがUDFを吸収して現在の形に再編される際には、ANC書記長をはじめ多くの人材を提供して重要な構成要素となった。亡命闘争組織たることを余儀なくされていたANCは、COSATUを通じて労働運動と連結できたのである。COSATUがもたらした政治的資産のひとつが国民経済フォーラムであった。

NEDLACは労働問題を含む政府の経済政策全般を法案上程前に話し合い、合意が得られたものだけを議会に送る。これは、国民経済フォーラムの伝統を引き継ぐネオ・コーポラティズム機構であるといえ、それまで政府が「公共政策形成に関する権限を独占」(Patel ed. [1993: 5]) してきたことに対する抗議から生まれたものとして理解することができる。国民経済フォーラム時代は、未だ実現していなかった選挙権に代わり黒人労働者の声を経済政策に反映させる場として機能した。NEDLACになってからは代議制議会を補完する権力への通風口として、参加民主主義の文脈から捉えることができるだろう。NEDLACの他にも国民教育フォーラム、国民科学技術フォーラム、国民福祉社会サービス開発フォーラム、国民電気通信フォーラムなど多数のフォーラムが設置されていて、新生南アフリカ政治のひとつの特徴となっている。このようなフォーラム政治によって各分野における専門家やNGOの意見が法案に反映されるシステムが定着したことは、政策決定過程の民主化が、立法府の再編にとどまることなく目指された結果として評価されよう。

第3節 新生南アフリカの政策とパフォーマンス

以上のような新しい諸制度によって、新生南アフリカの政体としての自由民主主義は構築されている。4年間に及んだ新体制設計作業のなかで世界各国の政治制度を研究した成果が生かされ、従来のアフリカ世界にはない政体が実現した。そのパフォーマンスは概ね良好だと評価してよいだろう。

このような民主的諸制度は1994年民主化によって一気に樹立されたものであるが、一方4000万新国民の民主主義社会にふさわしい生活は、さまざまな政策によって徐々に実現されていくことになる。民主社会にふさわしい生活が現実のものとなってはじめて、人々のなかに民主主義理念が定着し、ひいては南アフリカの自由民主主義体制が安定するのである。

1. 社会民主化政策

したがって適切な政策の実行と実績の積み上げが、民主主義の内実を支えその基盤を強化する。しかしながら新政権が実施する政策全般は、新生南アフリカの民主主義との関連からのみでは十全に論じることができない。各種政策には独自の政策目標と方法論があり、それは政体の如何にかかわらない。たとえば、ポピュリズム性向を有する非民主主義的政権が採用した社会政策と、市場主義思想をもつ民主政権が採用する社会政策の差を、民主主義理念の有無だけで説明することはできない。そこには、その国がいかなる政体をとっているかとは別の文脈において、政権の社会政策思想と、国固有の歴史と現状が作用するはずであり、それは社会政策論によって解説されるべきである。

本書の意図は民主化と政策の関係にある。ゆえに本節が考察を試みる政策とは民主化を経由しなければ登場しえなかった政策群であり、あくまでも、南アフリカにおいて自由民主主義の実現と強化を目標とする政策群である。

政策目標が民主主義の実現強化におかれている以上、そのパフォーマンスは南アフリカの自由民主主義そのものに眺ね返り、民主化の実を問うものとして評価されてよいからである。

(1) 社会開発

ANCは1994年選挙に向けた公約として復興開発計画（Reconstruction and Development Programme: RDP）（ANC [1994]）を発表した⁽³¹⁾。RDPは民主化後の南アフリカを広く展望した包括的な政策文書であるが、それが予定していた財政支出のおよそ半分は住宅関連に充てられている。白人地域で就労する黒人をタウンシップという名のゲットーに閉じ込め、労働機会を失った黒人は“部族”別ホームランドに帰属させて棄民するアパルトヘイト体制は、当然ながら、黒人の安定した家庭生活やそのための住環境にはまったく無関心であった。むしろアパルトヘイトの関心は、白人社会にとって“無用”な黒人を白人居住区から速やかに排除することにあったのであり、人種ごとに活動域を固定し移動の自由を認めない政策は、非人間的な出稼ぎ就労形態による黒人家族の別居を恒常化し⁽³²⁾、労働点と生活点とを取り結ぶ家族用住居を黒人から意識的に奪った。それだけに民主南アフリカにおける低所得者用住宅の建設と供給は、それまで実現を阻まれてきた黒人の人権を具体的に保障するために、どうしても必要な施策であった。つまり新生南アフリカにおける住宅政策は、福祉政策や経済政策であるよりもまえに、アパルトヘイトの悪しき遺産を清算する人権政策であって、民主主義のための政策という側面をもっている。

1990年時点で都市部では130万戸、農村部を含めると300万戸の住宅が不足しており、これに対処するため5年間で100万戸の低価格住宅を建設するというのがRDPの公約であった。アパルトヘイト時代の政策は民間部門に多くを任せた住宅金融支援が主で、年間の住宅建設件数は3万戸台にとどまっていた。RDPはこれを35万戸にまで引き上げるため新たに住宅省を設置し、住宅建設予算を総予算の5%にまで増額して、政府の手による低所得者用賃貸住

宅の大量供給を目指した。マンデラ政権期（1994～99年）には70万戸の新規住宅が建設され、1993／94年度では総歳出の1.2%であった住宅建設支出は、1998／99年度には4%まで拡大している。1999年に行われた世論調査によれば61%が政府の住宅政策とそのパフォーマンスを肯定的に評価している（牧野 [1999: 25]）。

教育部門に関してRDPは、従来きわめて不平等な形で人種別に編成されてきた教育機構を改め、成人教育や職業訓練を含めてすべての国民に就学機会を提供することを目標に掲げた。その柱は10年間無償義務教育制度の確立にあり、新しい教育理念としては、学校教育と成人教育の統合、および正規教育と非正規教育の連結を通じた生涯教育体制を目指すカリキュラム2005（Department of Education [1997]）が策定されている。

アパルトヘイト時代の教育システムは奇態をきわめた。人種別に区分けされた複数の行政機関が並列し、義務教育は白人児童だけを対象としていた。したがって教育予算も人種別に組まれ、その多くは白人学校に注がれた。人種別教育という名の教育差別が、人種別職種規制と相俟って所得格差を再生産してきたことは自明である。1991年国勢調査によれば非就学児童の80%は黒人であった。さらに問題であったのは黒人児童における進学率の悪さで、日本流にいえば小学1年から中学3年まで順調に進級していく率は、白人で80%以上だが、黒人では10%台であった。

RDPは「人種、肌の色、性別、階級、言語、年齢、宗教、居住地、政治的意見や信条にかかわりなくすべての人に平等な機会を提供するため、单一で統合された教育・訓練システムを打ち立てなければならない」（ANC [1994: 60]）と宣言し、現在の教育省が設置された。1998年までに1万教室が新たに建設されている。5歳から24歳までの黒人でなんらかの教育機関に通学している比率は、1991年では46%であったものが、1996年には70%まで上昇した（Statistics South Africa [1999: Table 2. 28]）。

保健衛生部門では2000診療所の建設と全世帯に対する清浄水供給、250万戸への配電などが計画されていた。マンデラ政権の実績をみると新たに750診療

所が建設され、6歳未満の幼児については保健医療サービスが無料化されて、400万人への清浄水アクセスが確保され、150万戸への配電工事が完了している。前出の世論調査では水・電気供給に関する満足度は72%，保健医療についても66%に達した。

住宅供給にしても教育政策にしても、また保健衛生の分野においても、著しい所得格差のもとで大量の失業者と貧困人口を抱える南アフリカが、国民生活向上のために取り組んでいくべき課題は多大である。4000万国民の福利厚生を図る社会政策の在り方は専門的知識に基づいて検討されていかなければならない。問題の優先度と利用可能な政策資源の平仄を勘案し、民主化後に深刻化したHIV/AIDSなどを考慮し、南アフリカの実情に適した実効性のある方法が開発されなければならないだろう。いうまでもないが、本章で紹介しているのはそのような専門的政策論ではない。そうではなくて、民主化によって成立した政権が、自由民主主義理念を確保するために最初に実行を迫られた、民主化政策としての社会開発である。その実績が問題の大きさからみて不十分であることは否めないが、それでも着実な前進があって、それが国民から一定の評価を受けているという事実に注目しておきたい。それは、ANCの行政能力に対する評価であると同時に、南アフリカが初めてもった自由民主主義に対する評価もあるからである。

(2) アファーマティブ・アクション

アパルトヘイトは産業調停法（1924年）や人種別職種制限（1956年）などによって非白人労働者の権利を著しく抑圧し、とくに黒人層の経済進出を阻み続けてきた。新生南アフリカではこのような差別を撤廃するとともに、さらに進んで非白人の就労機会を法的に拡大していく政策がとられている。それがアファーマティブ・アクションである。

1998年に雇用均等法が成立し、人種や性に関して差別的対応をした雇用主に対し厳しい罰則規定が設けられた。加えて、黒人、女性、障害者の雇用計画を作成することが各企業に義務づけられた。現在95%の企業がアファーマ

ティプ・アクション計画を実施中である。1995年には上級管理職に占める黒人の割合は5%にすぎなかつたが、1998年には12%まで増加した (SAIRR [1999: 289])。旧白人大学も各校独自に黒人枠を設け、一定数の黒人学生を入学させている。また政府は1998年に公務員アファーマティブ・アクション白書を発表し、行政管理職の50%を黒人、30%を女性、2%を障害者とする計画を明らかにした。すでに各省次官の56%，局長ポストの42%が黒人である。

南アフリカのアファーマティブ・アクションはポリティカル・コレクトの段階を超えてすでに法制化されており、実態としても進行中であるが、その評価は簡単ではない。少数派黒人の地位向上を目指したアメリカにおけるアファーマティブ・アクションとは違つて、南アフリカのそれは人口の77%を占める圧倒的多数の黒人を対象としている。1960年代の独立後多くのアフリカ諸国がアフリカナイゼーション政策をとり、官民の枢要ポストから非黒人を排斥したが、このことが管理能力の低下をもたらしたという事実は否定できない。幸い南アフリカには比較的厚い黒人企業家層と、民主化以前から大企業が養成してきた黒人エリート、解放闘争時代に養成された留学経験者が存在していて、民主化当初はむしろ彼らが無能な白人に取って代わることで新しいガバナンスの確立に寄与してきたという面があった。しかし、法制化されたアファーマティブ・アクションによって官民の高位ポストから白人が排斥される事態となれば、かつてのアフリカ諸国の轍をなぞる結果ともなりかねない。すでに白人公務員の比率は1998年現在19%にまで減少している (SAIRR [1999: 286])。

(3) 言語政策

民主化後の南アフリカは世界でも珍しい多言語政策をとっている。新憲法は従来の英語とアフリカーンス語⁽³³⁾を含む11公用言語を規定しており、それぞれに平等の扱いがなされることを要請している。11言語の母語人口を合わせると総人口の98%を網羅する。また憲法は、全南アフリカ言語評議会を設置して11公用語制度の普及促進に努めるとともに、公用語以外の少数民族の

発展を図るともしている。同評議会は1996年に発足した。加えて、基本的人権の一部として言語と文化の自由選択が保障された。議会では現在11言語すべてが使用されており、そのための翻訳サービスが完備されている。

1976年のソウェト蜂起は、当時の政府がアフリカーンス語による学校教育を強行しようとしたことに対する黒人生徒の反対から起こった。言語政策はすなわち教育政策であり文化政策であることから、多様な民族集団の平等な共存を図るうえできわめて重要な意味を有している。政府は大学を含む教育機関に対して複数言語での入学試験と授業を実施するよう求めているが、5校あるアフリカーンス語大学の対応はまちまちで、ステレンボッシュ大学ではアフリカーンス語で行われる講義を履修しなければ卒業できない (SAIRR [1997: 228])⁽³⁴⁾。1995年にANCを首班とするハウテン州政府が、公用語による入学試験を義務づける州法を成立させたが、これは憲法裁判所によって違憲とされた。このとき憲法裁判所が示した判断は「憲法は学校設立の自由を保障しているが、国家に対しては公用語全般に基づいた学校の設置責任を課してはいない」というものであった。憲法はすべての国民に各々が望む言語で教育を受ける権利と、人種差別をしないかぎりにおいて教育機関を設立する権利を保障しているのだが、ハウテン州の例が示すように、双方の権利を同時に充足していくことはたいへんに困難である。問題となっているのは、アフリカーンス語のみを教授言語としている学校に黒人児童が入学を許可されないというケースである。

また一方では、公的部門における英語一極化現象が進行している。多くの政府文書、討議資料、法律が英語のみによって作成されており、黒人児童も英語による教育を望む声が強い (SAIRR [1997: 226])。

新生南アフリカにおける言語政策を評価することは難しい。黒人と白人の間に著しい教育格差が存在する以上、黒人児童にはあらゆる教育機関に対するアクセスを提供することが望ましいのだが、アフリカーンス語を母語とする非イギリス系白人であるアフリカーナー民族が自文化を維持しようとする嘗為は守られなければならない。11公用語制度の真の効果とは、アパルトヘ

イトへのアンチテーゼとして、このような制度が憲法によって宣言され、それによって常にその理念が問われ続けることにあるといったほうが正しいのかもしれない。独立後に民族主義政権をもったその他アフリカ諸国でも、旧宗主国言語以外の言語を公用語にした国はきわめて少数だったのであり、ほぼ全国民の母語を公用語として承認したことの意義は、実効性だけをもってしては裁断し難い。

2. 経済政策

民主化という政治変動の後にくる安定とは、新たに誕生した民主政権が、政治変動が起こる契機となった危機を克服することにほかならない。では、南アフリカが直面した危機とはどのようなものだったのか。

危機的状況の基底をなしたのは、過酷きわまるアパルトヘイト体制のもとで虐げられ抑圧されていた人権であり、尊厳を否定された人間性であったことは論を俟たない。だが、アパルトヘイト時代末期の白人エリートたちが、それまで弾圧をもって臨んでいた解放組織との交渉に乗りり出す以外国家を救済する道はないと決断した背景には、1970年代中頃から顕著になった経済停滞と、1985年に始まった民間金融制裁があった。チユース・マンハッタン銀行を嚆矢としてアメリカの金融機関が対南アフリカ借款の借り換え拒否と新規融資停止を決定したことは、南アフリカの国際金融取引を破綻の危機に陥れたのである（平野 [1999: 236]）。

このときアパルトヘイト最期の鐘が鳴った。1985年を契機として1980年代後半には、政府は獄中のマンデラとの秘密交渉を開始し、財界使節団が亡命ANCの本部があったザンビアを訪れる。1979～81年の金価格高騰を好事として金融自由化に乗り出していた南アフリカ経済は1980年代前半に外貨借入を大幅に増やしていたから、国際金融から閉め出されたいま、アパルトヘイト体制を維持したままではもはやこの危機を乗り切ることができなくなっていたのである。1985年の経済成長率はマイナスに転落し、1986年からインフレー

ションが加速して、1990年には戦後最悪の不況へと沈んでいく。この危機的状況を開拓する手段は、即刻アパルトヘイトを廃止して正常な民主国家に生まれ変わり、改めて国際社会と世界経済との関係を結び直す以外にはなかつた。南アフリカにおいては、民主化後にどのような経済政策をとるかということよりも、民主化すること自体によって解決される経済危機が、デクラーク政権をしてアパルトヘイト廃止宣言という歴史的決断に導いたのである。事実、1993年から経済成長率はプラスに転じ、インフレ率も一桁台に沈静化した。マンデラ政権が成立すると大量の海外投資が流入し出し⁽³⁵⁾、国際収支が改善されて、民主化好況が訪れた。

(1) 経済政策思想の変遷

南アフリカにおいては経済政策方針の大転換が1980年代にあり、1994年民主化はそれに比べれば大きな画期とはなっていない。であるから、経済政策全般を1994年民主化との絡みで論じることは正しくない。

南アフリカ経済の停滞色が明らかになるのは1980年代初頭からである。この時期に「改革路線」⁽³⁶⁾に踏み出したボータ（P.W. Botha）政権は、新たな経済政策方針を求めて、政府経済計画の作成を担当してきた経済諮問協議会（Economic Advisory Council: EAC）の運営を民間に任せた。民営化されたEACは1986年に長期経済戦略提言（EAC [1986]）を発表したが、これは、経済の思い切った自由化と政府介入の排除によって南アフリカ経済の活力を回復させようという、ネオ・リベラリズム的で市場志向型の経済思想が盛り込まれていた。これは、イギリスとアメリカが1980年代初頭にマイナス成長を経験しながら、それぞれサッチャー政権、レーガン政権のもとでネオ・リベラリズム政策に転換していく動きと共時している。

デクラーク政権のもとで民主化交渉が始まると、財界出身のキース（Derek Keys）財務大臣のイニシアティブによって、長期経済戦略提言が示した経済政策論は『南アフリカ経済の再構成』（Central Economic Advisory Service [1993]）として纏められた。これは通称、規範経済モデル（Normative Economic

Model: NEM) と呼ばれる。国民党リベラルおよび財界主流の理論武装はNEMによって完成し、後に彼らが展開するRDP批判はNEMを背景としていた。

これに対してANCは、国内5大学の研究チームを核とする研究者集団(Macroeconomic Research Group: MERG)を組織して南アフリカの経済社会の包括的な調査研究を行った。このプロジェクトはカナダ、オーストラリア、EC、スウェーデンなどの支援を受けて実施されたもので、国内外100名近くの専門家が参加している。その成果は『民主主義を機能させるために』(MERG [1993]、通称マーグレポート)として纏められ、西ケープ大学から出版された。RDPはマーグレポートに基づいて作成されたものである。

マーグレポートはNEMに対してきわめて批判的である⁽³⁷⁾。NEMは「1980年代の先進諸国で保守政党が提唱し、結局失敗に終わった政策群」(MERG [1993: 5])と大差ないものであり、アパルトヘイトが残した社会的不均衡に対しては無力なのであって、基本的には現状維持のための処方箋だと断じている。

マーグレポートは経済成長と経済構造改革を同時に進行させなければならぬと主張し、経済成長だけでも、また所得の再分配のみを追求しても、南アフリカの経済危機は克服できないとしている。アパルトヘイト体制下において歪んで形成された経済構造そのものが成長抑制要因として働いているのであって、その構造を変えなければ潜在成長力は高まらないという考え方である。つまり経済の民主化こそを図らなければならず、構造的不平等を放置してパイの拡大を指向する政策は新生南アフリカにおいては意味をなさないという理念的姿勢の、経済的表現でもある。それに対してNEMは経済の自由化を優先させる。NEMを作り上げた人々にはアパルトヘイトのもとで政府の経済介入に苦しんだ記憶があり、経済自由化を推し進めることでアパルトヘイトを徐々に突き崩してきたという自負がある。また、過度の経済介入は成長力を窒息させるという信念をもっている。NEMとマーグレポートの違いを自由主義対社会主義の対立として捉える見方があったが、政策論として

みればマネタリスト対ケインジアンの論争によく似ているのであって、むしろ資本主義経済の運営方法をめぐる対立だと理解できる。

(2) 失業対策

マーグレポートとNEMにおける経済思想の違いは、失業対策に最も如実に現れている。1996年国勢調査が明らかにしたところによると南アフリカの完全失業率は33.9%で、黒人層では42.5%，黒人女性に至っては52.4%にものぼっている (Statistics South Africa [1999: Table 2. 30])。南アフリカは同程度のGDP水準にある国々のなかでは突出した高失業国となっている⁽³⁸⁾。

NEMは、南アフリカの雇用創造力が萎縮してしまった原因是、1980年代に労働コストが急上昇して資本と労働の相対価格が資本に有利になった結果、資本集約化が進行したためであると論じている。したがって実質賃金の伸び率に生産性基準枠を填めて労働の相対価格を引き下げ、企業に雇用インセンティブを与えなくてはならないと提言している。具体的には労働法制を改めて産別労使交渉を廃し、企業別労使交渉方式に切り替えて労働市場を弾力化する政策が提唱された。あくまで市場の機能を通じて失業を徐々に解消していくという立場である。一方のマーグレポートは、雇用は実質賃金の逆関数ではなく総需要の順関数であるとの考え方方に立っており、総需要管理政策によって雇用水準を増進するのは政府の責任範疇に属するとの立場から、失業対策として大規模公共事業の実施を提唱した。つまりケインズ政策である。したがってマーグレポートはインフレ容認的であり、中央銀行(南アフリカ準備銀行)を政府の統制下において金融政策と財政政策を整合させる、いわゆるポリシーミックスを主張した。

この論争はやがてNEDLACの場に移された。RDPに基づく経済政策大綱の策定に際して労働側は「社会的公正と雇用創造」(Labour Caucus [1996])を、財界は「皆のための成長」(South Africa Foundation [1996])を提示する。両者の相違は、といってみれば経済の民主化を重視するか、あるいは経済自由化を優先させるかの違いであり、民主主義と自由主義の対立とともに捉えうる。

自由主義の発想に立つなら経済主体の自律性が最も尊重されなければならず、ゆえに、望ましい価格シグナルを形成することで経済主体の反応を誘導していく市場主義政策が選好される。一方民主主義の要請に従えば、なるべく多くの民意でもって意識的に経済を運営していくのが望ましく、市場を通じた間接的な政策誘導は民意の軽視であり、強者に有利な市場競争を放置することは民主政府の責任放棄だということになる。財界は、失業問題の解決を図るには労働集約型産業を伸ばしていく必要があり、そのために労働市場の硬直性を排除しなければならないと主張した。すなわち、労働市場を二分割して労働集約型産業用の低賃金市場を開くよう提言した。これに対し労働側は、賃金をできるだけ公平に引き上げていくことで有効需要を増大させるとともに、雇用削減を食い止めるために雇用調整に関する労使協議を強化するよう求めた。

軍配は財界に上がった。労使双方の提言を受けて作成されたマクロ経済戦略 (Republic of South Africa [1996]) は、労働力の質や企業規模、地域条件に合わせて労働市場が柔軟に適応できるような労働政策を推進することで、雇用創造と生産性の向上を図っていくという方針を打ち出したのである。また中央銀行の独立性は維持され、インフレ抑制的なマネーサプライ管理政策が継続している。

南アフリカの経済政策は、とくに金融政策において、イギリスやアメリカがネオ・リベラリズム政策に転換したのと共にマネタリズム的な自由化路線へと、民主化前の段階でシフトしていた。1990年代初頭の民主化交渉時にはケインズ主義との論争を経験したが、現在ANC政権がとっているのは、1980年代から徐々に定着してきたネオ・リベラリズム政策路線である。大方のアフリカ諸国が1970年代における経済破綻の結果、世界銀行・IMFの提言を受け入れる形で経済自由化の方向に転換したのとは違って、南アフリカは、国内での論議を経てまったく独自に経済自由化へと舵をきったのである。

経済民主化をとるか自由化をとるか。具体的にはマネタリズム政策かケインズ政策かという選択肢をめぐって争われた論争は、労組組織が代表したポ

ピュリズムの敗北によって決着し、黒人大衆の支持に依存するANC政権の手で市場主義政策が推進されるという、1990年代型民主化に普遍的にみられる時代性が南アフリカにおいても観察される。1950年代にアフリカ民族主義と袂別し、基本的人権思想に依拠する自由主義的組織になったANCは、経済政策においても、民主主義理念より自由主義理念を尊重する思想傾向を有している。反アパルトヘイト国際世論の圧力によってもたらされたアパルトヘイト末期の経済危機は、マンデラ政権の樹立によって克服されたが、民主化によっても解決されない構造的失業は、新生南アフリカの民主主義に付託された最優先課題として残された。経済自由化政策はこの脅威に打ち勝てるのか。そのための政策論議は、民主化論議とは本質的に別文脈の経済思想の論争として今後も展開されることになるだろう⁽³⁹⁾。

結語 民主化と市場経済化

アパルトヘイトというきわめて特殊な歴史のなかから永年にわたる苦闘の未達成された南アフリカの民主化は、20世紀に蓄積されたさまざまな民主主義制度を吸収して、世界最新の自由民主主義体制を築き上げた。しかしアパルトヘイトが残した傷跡はあまりに大きく、自由で民主的な社会にふさわしい生活を、これまで虐げられてきた黒人大衆に保障していくための政策ニーズは巨大である。深刻な失業問題と、それを背景とした治安の悪化は、新生南アフリカの望ましくない特徴となっており、これは、見事に制度化された自由民主主義体制を内側から腐食するおそらく最大の脅威である。南アフリカの自由民主主義政体は制度としてほぼ盤石であるといってよいが、そこに生きる人々の健康で文化的な生活の実現は、ANC政権が失業対策に成功するか否かに、ひとつにはかかっている。1990年代型民主化がその時代性ともっている市場経済への指向性は、上述したようにANC政権にも当てはまる。だがはたして、市場主義的政策によって構造化した失業問題を解決でき

るだろうか。この点において筆者は悲観的である。新生南アフリカでは、その民主主義を防衛するために非市場主義的な経済政策が要請されていると考えざるをえないものである。

かつて自然失業率仮説や合理的期待形成仮説によって、財政政策による景気回復と雇用創造効果を否定したネオ・リベラリズム経済学は、結局のところ先進国において所得格差の拡大をもたらした。開発途上国や旧共産圏における1990年代民主化は、先進諸国が1980年代に経験したネオ・リベラリズム政策への転換と時代潮流を共有しているものである。ケインズ政策や産業政策、および福祉国家へのアンチテーゼとして登場したネオ・リベラリズム経済学と、それが結果として切り開いた世界大の市場経済化は、はたして途上国の経済社会に福音を与えるであろうか。市場経済化を随伴する1990年代型民主化の時代性は、普遍的価値としての自由民主主義一般には解消されない、このような疑問を投げかけている。

市場経済化は民主主義と共存できるか。新生南アフリカに突き付けられている課題は、1990年代民主化の後に展開する21世紀世界が共通して背負う根本的課題である。

[注] —————

- (1) 南アフリカにおけるアパルトヘイト廃絶と民主化において自由主義思想が果たした役割に関しては、平野 [1997a] で詳しく論じた。
- (2) 南アフリカにおける白人人口はイギリス系、アフリカーナー系を含め443万人（総人口の10.9%）に達し、その他にコイサン系とマレー系を中心とする360万人のカラード、105万人のインド系住民を擁している (Statistics South Africa [1999: Table 2.5])。南アフリカ以外のサブサハラ・アフリカ大陸諸国で黒人種以外の人口比が1%を超えている国はない。
- (3) レイプハルトの多極共存型民主主義論については山口 [1989] が詳しいが、日本のアフリカ研究においても戸田 [1993] や峯 [1999: 40-41] が取り上げている。平野 [1997a: 99, 104] でも扱った。
- (4) ベナンの民主化については勝俣 [1990] [1991] が詳しい。
- (5) 小田英郎慶應義塾大学名誉教授の造語である。詳しくは小田 [1993a] [1993b]。

- (6) 幹部政党とは有力者を軸にして構成される組織力の弱い政党で、党活動の中心は選挙にあり政策指向ではない（堀江・岡沢編 [1982: 124-126]）。
- (7) World Bank [1981] については平野 [1993] で詳しく紹介した。
- (8) 構造調整政策の評価については平野 [1997b] で行った。
- (9) 開発途上国の経済開発とグローバリゼーションの関係については Hirano [2000] で論じた。
- (10) ガバナンスとは政治学の用語で、政治権力に纏わる社会的関係の動態を意味する。権力を行使する側とそれを受け入れる側に信頼が成立していて、両者の間で意思疎通が行われていれば、良いガバナンスが実現しているとされる。詳しくは平野 [1997c]。
- (11) World Bank [1989] については平野 [1993] や林 [1996]。
- (12) 1991年に、民主化に取り組んでいないとしてドナー諸国から新規援助の停止を通達され1週間後に複数政党制を導入したケニアはその典型例である（小田編 [1999: 123]）。
- (13) 新市民社会論については遠藤 [1999] [2000] [2001]。
- (14) たとえばWorld Bank, *Governance: the World Bank's Experience*, 1994や OECD, *Participatory Development and Good Governance*, 1995など（遠藤 [2000: 18]）。
- (15) 小田は、アフリカの民主化においては「国際的要因のほうが大きく作用している」としている（小田編 [1999: 124]）。
- (16) 国連は1966年12月16日の総会で「南アフリカ政府によって実行されているアパルトヘイト政策を人類に対する犯罪として糾弾する」との決議を採択し、民主化交渉が始まる1990年まで同様の批判を繰り返し行った。詳しくはUnited Nations [1994: 293]。
- (17) 1923年のANC大会決議は「バンツーは、ジョージ王陛下の臣民として、ザンベジ以南のすべての文明化された人間に對して平等の権利を付与したセシル・ローズの有名な規定を拡大し適用するよう請願する、法的、道德的権利を有する」としている (Karis and Carter eds. [1977, Volume 1: 69])。
- (18) 1920年代のANCについては平野 [1997a: 第1節]。
- (19) "Congress Youth League Manifesto," in Karia and Carter eds. [1977, Volume 2: 306].
- (20) 南アフリカ共産党は1948年に「南アフリカ人民に告ぐ。ファシズムへの道を阻め」宣言を出している (SACP [1981: 198-200])。
- (21) 自由憲章には基幹産業の国有化条項があって、当時の政府から、同憲章は共産主義思想の影響を受けた文書であり国家に対する反逆であるとの嫌疑を受けたが(この主張は後に反逆罪裁判によって棄却される), この点についてマンデラは「この国の経済が白人実業家だけの手で所有され、運営されている現状

を変えるために、どうしてもとらなくてはならない措置を示している」(Mandela [1994: 164]) と説明している。詳しくは平野 [1997a: 81, 88-89]。なお、当時の南アフリカ政府は世界人権宣言の採択を棄権している。

- (22) 1969年にANCがタンザニアで開催した会議では「南アフリカの被抑圧人民の解放闘争は、社会主义体制へと移行していく、つまりは民族解放と社会主义革命の結果として植民地体制が崩壊していく国際的文脈のなかで行われている」という文言で始まる「戦略と戦術」(Strategy and Tactics) を採択している。ANC解放軍においても、また亡命執行部においても、現在に至る南アフリカ共産党との分かち難い融合がこの時代にできあがった。ANCは共産党との連携を通じてインド人や白人の人材を吸収したのである。詳しくは平野 [1997a: 90-91]。
- (23) 英連邦は1985年のナッソー首脳会議において南アフリカの実情視察のため7名からなる賢人グループ (Eminent Persons Group) の派遣を決めた。詳しくは英連邦賢人調査団 [1986]。
- (24) 当時の国民党政府が獄中のマンデラと行った秘密交渉についてはMandela [1994] のほか、主に政府側の事情を伝えるものとしてSparks [1994] が詳しい。
- (25) これは1983年憲法の人種別議会制に反対したブサク (Allan Boesak) の言葉である (Lodge and Nasson [1991: 48])。
- (26) 成人人口総数における有効投票数の割合。なお、1994年選挙では選挙人登録が間に合わなかったが、1999年選挙では事前に選挙人登録が行われ、登録総数に対する投票者の割合は98.3%に達している。
- (27) 南アフリカ憲法は基本的人権のひとつとして同性愛を承認している。
- (28) 黒人経済学者として独立当時のアフリカにただならぬ関心を有していたルイスの議論は峯 [1999] の第2章で詳しく説明されている。また絵所 [2001: 第5節] も参照されたい。
- (29) 平野 [1999: 第1節] を参照されたい。
- (30) 国民経済フォーラムについてはPatel ed. [1993] が詳しい。
- (31) RDPについては平野 [1994] や平野・小倉 [1995] で詳しく紹介した。
- (32) アパルトヘイト体制下において白人地域で就労する黒人労働者は、原則として一時的滞在者とされ、家族の同伴は許されなかった。また、雇用関係を失えば黒人地域への退去を命ぜられた。
- (33) アフリカーンス語はオランダ語を母胎とし、ヨーロッパ系言語やアフリカ系言語、マレー語の要素を吸収して形成された。アフリカーナーや、マレー系とコイサン系を主体とするカラードの母語であり、1925年に英語と並び公用語とされた。
- (34) カラード専用大学であった西ケープ大学は教授言語をアフリカーンスから

英語に切り替えている。

- (35) 1999年現在、南アフリカには13億8000万ドルの直接投資と135億6000万ドルのポートフォリオ投資が流入している (IMF [2000])。ジョハネスバーグ証券取引所の上場額は1000億ドルを超えており、1994年の民主化当時は開発途上国中最大であって、13.2の新興市場指標を与えられた。現在は、その後急伸した台湾、韓国、メキシコに次いで、途上国中第4位である (Standard and Poor's [2000])。
- (36) 1979年に政権に就いたボータは国防体制を強化する一方で、国内的には旧来のアパルトヘイト体制「改革」に乗り出した。カラードやインド系人にそれぞれ議会を与える、白人議会との三院制を敷く憲法改正を行って、それを統轄する実権大統領制を導入し、自ら大統領に就任した。離婚禁止法、背徳法、パス法といった悪名高いアパルトヘイト法もこの時期に廃止された。しかしボータの「改革」路線は、人種分離を堅持するためのアパルトヘイトの「近代化」といった域を出るものではなく、三院制議会選挙ではカラードやインド系の激しい反対運動を惹起する結果となって、非常事態宣言の発布に追い込まれた。この非常事態宣言が、金融制裁の発動というチエース・マンハッタン銀行の決断をもたらしたのである。ボータ政権については林 [1999: 124-135] に詳しい。
- (37) マーグレポートとNEMの経済政策思想の違いと論争に関しては平野・小倉 [1995] で詳しく論じた。
- (38) 南アフリカの失業問題については平野 [1999] で詳しく検討した。
- (39) 筆者は、南アフリカの構造的失業は現行のマクロ政策によっては解決されない性質のものであって、アパルトヘイト下で形成された産業構造を変革する産業政策が必要だと考えている (平野 [1999])。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 英連邦賢人調査団（笛生博夫ほか訳）[1986]『アパルトヘイト白書—英連邦調査団報告一』現代企画室。
- 絵所秀紀 [2001]「アフリカ経済研究の特徴と課題」(平野克己編『アフリカ比較研究—諸学の挑戦一』アジア経済研究所)。
- 遠藤貢 [1999]「新生南アフリカと『市民社会』(civil society)」(平野克己編『新生国家南アフリカの衝撃』アジア経済研究所)。
- [2000]「アフリカ『市民社会』論の展開」(『国際政治』(123))。
- [2001]「アフリカをとりまく『市民社会』概念・言説の現在—その位置と射程一」(平野克己編『アフリカ比較研究—諸学の挑戦一』アジア経済研究所)。

- 小田英郎 [1993a] 「アフリカの民主化と政治体制」(小田英郎・富田広士編『中東・アフリカ現代政治—民主化・宗教・軍部・政党—』勁草書房)。
- [1993b] 「90年代南部アフリカ諸国への政治体制と民主化」(林晃史編『南部アフリカ諸国への民主化』アジア経済研究所)。
- 編 [1999] 『国際情勢ベーシックシリーズ④アフリカ』第2版、自由国民社。
- 勝俣誠 [1990] 「アフリカの民主化—なぜ、そしてどこに行くのか—」(『月刊アフリカ』31(6))。
- [1991] 「ベナン人民共和国の終焉—国民結集全国会議を中心に—」(『アフリカレポート』(1))。
- トンプソン、レナード(宮本正顕・吉國恒雄・峯陽一訳) [1995] 『南アフリカの歴史』明石書房。
- 戸田真紀子 [1993] 「民族対立の緩和手段としての多極共存主義」(『アフリカ研究』(43))。
- 林晃史 [1996] 「世界銀行の対アフリカ政策と貸付実績(林晃史編『冷戦後の国際社会とアフリカ』アジア経済研究所)。
- [1999] 『南部アフリカ政治経済論』アジア経済研究所。
- 平野克己 [1993] 「アフリカ」(北村かよ子編『国際開発協力問題の潮流』アジア経済研究所)。
- [1994] 「新国家誕生」(『アフリカレポート』(19))。
- [1995] 「制憲議会選挙とその意義」(林晃史編『南アフリカ民主化の行方』流動研究報告書、アジア経済研究所)。
- [1997a] 「南アフリカ民主化後の政治体制—ANCの自由主義を中心として—」(林晃史編『南部アフリカ民主化後の課題』アジア経済研究所)。
- [1997b] 「構造調整の時代—対アフリカ援助の拡大—」(『アフリカ諸国の「国家建設」と課題』(平成8年度自主研究報告書)日本国際問題研究所)。
- [1997c] 「総論—開発援助とガバナンス—」(『アジ研ワールド・トレンド』1997年4月号)。
- [1999] 「南アフリカにおける大量失業問題の産業構造論的分析」(平野克己編『新生国家南アフリカの衝撃』アジア経済研究所)。
- 平野克己・小倉充夫 [1995] 「アパルトヘイト体制の後遺症と新政権の経済政策」(林晃史編『南アフリカ民主化の行方』流動研究報告書、アジア経済研究所)。
- 堀江漣・岡沢憲美編 [1982] 『現代政治学』法学書院。
- 牧野久美子 [1999] 「南アフリカ共和国の第2回全人種参加総選挙—焦点と課題—」(『アフリカレポート』(29))。
- 峯陽一 [1999] 『現代アフリカと開発経済学』日本評論社。
- 山口定 [1989] 『政治体制』(現代政治学叢書3) 東京大学出版会。

<英語文献>

- ANC [1994] *The Reconstruction and Development Programme: A Policy Framework*, African National Congress.
- Bendix, Sonia [1992] *Industrial Relations in South Africa*, 2nd ed., Cape Town: Juta & Co., Ltd.
- Central Economic Advisory Services [1993] *The Restructuring of the South African Economy: A Normative Model Approach*.
- Department of Education [1997] *Curriculum 2005: Lifting Learning for the 21st Century*, Republic of South Africa.
- EAC [1986] *Proposed Long-Term Economic Strategy* (confidential).
- ECA [1989] *African Alternative Framework to Structural Adjustment Programmes for Socio-Economic Recovery and Transformation*.
- Hirano, Katsumi [2000] "Globalization and African Renaissance," in Ippei Yamazawa ed., *Developing Economies in The Twenty-First Century: The Challenge of Globalization*, IDE-JETRO.
- Hyden, G. and M. Bratton eds. [1992] *Governance and Politics in Africa*, Boulder and London: Lynne Reinner Publishers.
- IMF [2000] *International Financial Statistics, September 2000*.
- Karis, Thomas and Gwendolen M. Carter eds. [1977] *From Protest to Challenge: A Documentary History of African Politics in South Africa 1882-1964*, Volume 1-5, Stanford: Hoover Institution Press.
- Labour Caucus [1996] *Social Equity and Job Creation: The Key to a Stable Future*, the Labour Caucus at NEDLAC, incorporated COSATU, NACTU, FEDSAL.
- Lerumo, A. [1971] *Fifty Fighting Years: The Communist Party of South Africa 1921-1971*, London: Inkululeko Publications.
- Lijphart, A. [1977] *Democracy in Plural Societies: A Comparative Exploration*, New Haven and London: Yale University Press.
- [1984] *Democracies: Patterns of Majoritarian and Consensus Government in Twenty-One Countries*, New Haven and London: Yale University Press.
- Lodge, Tom and Bill Nasson [1991] *All, Here, and Now: Black Politics in South Africa in the 1980s*, London: Hurst & Company.
- Mandela, Nelson R. [1994] *Long Walk to Freedom: The Autobiography of Nelson Mandela*, South Africa: Macdonald Purnell.
- MERG [1993] *Making Democracy Work: A Framework for Macroeconomic Policy in South Africa*, A report to members of the Democratic Movement of South Africa from the Macroeconomic Research Group, Centre

- for Development Studies, University of the Western Cape.
- Patel, Ebrahim ed. [1993] *Engine of Development?: South Africa's National Economic Forum*, Cape Town: Juta & Co. Ltd.
- Readers' Digest [1992] *Illustrated History of South Africa: The Real Story*, 2nd ed., Cape Town: Readers' Digest Association South Africa (Pty) Ltd.
 (なお同書の監修にはバンディ・コリン・バンド、当時は西ケープ大学教授、現在はウィットウォータースラン大学学長) があたっている).
- Republic of South Africa [1996] *Growth, Employment and Redistribution: A Macroeconomic Strategy*.
- SACP [1981] *South African Communists Speaks 1915-1980*, London: Inkululeko Publications.
- SAIRR [1997] *South Africa Survey 1996/97*, Johannesburg: South African Institute of Race Relations.
- [1999] *South Africa Survey 1999/2000*.
- South Africa Foundation [1996] *Growth for All: An Economic Strategy for South Africa*.
- Sparkes, Allister [1994] *Tomorrow Is Another Country: The Inside Story of South Africa's Negotiated Revolution*, Sandton: Struik Book Distributors.
- Standard and Poor's [2000] *Emerging Stock Markets Factbook 2000*, New York: McGraw-Hill Company.
- Statistics South Africa [1999] "Population Census 1996, Census In Brief (3rd edition, July 1999)," www.statssa.gov.za/census96/HTML/CIB, 2000/9/19.
- United Nations [1994] *The United Nations and Apartheid 1948-1994*, Department of Public Information, The United Nations Blue Books Series, Volume I.
- World Bank [1981] *Accelerated Development in Sub-Saharan Africa: An Agenda for Action*.
- [1989] *Sub-Saharan Africa From Crisis to Sustainable Growth: A Long -Term Perspective Study*.
- [1992] *Governance and Development*.
- [1995] *World Development Report 1995: Workers in an Integrating World*.